

問い合わせ先
 土木部公共工事契約課
 公共工事契約管理係
 0742 - 27 - 7425

平成24年度 第3回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成25年2月1日(金) 議会棟第2委員会室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子	
審議対象期間	平成24年8月1日～平成24年11月30日	
抽出案件	7 件	(備考) 審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置 状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに 談合情報の対応について説明
一般競争入札	5 件	
指名競争入札	1 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 参 照	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	<p>抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考え。</p> <p>一者入札や、入札参加者が少ない案件については、原因の分析を含め、入札の競争性や透明性が確保できるよう、入札制度のあり方について引き続き検討を進めていただきたい。</p> <p>入札制度改正に当たっては、今後とも優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、より健全な競争環境整備と品質が確保される制度を構築するよう努めること。</p>	

質 問	回 答
案件1 (古瀬小殿線 社会資本整備総合交付金事業 全国防災 他工事)	
12社が辞退とは多いと思うがその理由はなにか。	業者からの辞退届に理由を書く欄がないので把握していないが、全県一円のA等級の参加要件で、平野部では比較的発注が少なかったためエントリーが多くなったと考えられ、業者としては、まずエントリーをして、総合評価に移行する中で辞退の動きがあったのではないかと考えられる。
案件2 (復旧治山事業第11号)	
1社入札の理由をどう分析しているのか。	発注基準により五條土木事務所管内A等級で入札したが、業者数が少ないことに加え、平成23年の紀伊半島大水害による災害対応により、業者が多く仕事を抱え手持ち工事が多いことから、参加できる業者が少なくなったと考える。独自の聞きとりでは手作業が多いため人件費がかかり、下請が必要で下請を見つけるのも大変で、設計金額よりも高くなるが、地元業者としての使命感があり、ぎりぎりの金額で応札しているということであった。
設計金額が低いということではないか。	積算上、見積ることが可能な経費についてはすべて積算している。
案件3 (交通管制上位装置等整備拡充工事)	
入札条件で施工実績を付するのは新規参入を認めないということにならないか。	施工内容から、全国的に行っている業者であることを重視したこと、単年度に実施しないといけなことから実績のある業者としている。また、全国的にみてもこのような要件を設定している。
どれぐらいのスパンで切り替え工事をしているのか。また前回工事の落札者は今回工事の落札者と同じか。	15年で切り替えている。今回の上位装置は5年のリース期間のため、5年後に更新する。前回の落札者と同じである。
随意契約をしない理由は。	全国で施工実績があるのが6社で、一度システムを組むと新規業者は参入しにくい面はあるが、警察庁仕様のため他の業者で施工できないものではなく、業者の参加は可能であり、競争性確保のため一般競争入札を実施している。
前回と同じ社であれば蓄積があり利便性があるのだろうが、今回は全く新しいシステムなのか。積算はどのように違うのか。同じ業者にしては落札率が高い。	サーバー系のコンピュータに入れ替えるため、中のプログラム等の条件設定が全く異なる。積算は警察庁の標準仕様が変わったため、前回から全く変わっている。
全く異なっているのであれば、金額によっては6社以外の他社でも施工可能だったのではないか。積極的に他社に働きかけないのか。	一般競争入札にしているため、事前に公告はしているが、施工主から業者に対し参加を促すことはできない。
案件4 (奈良警察署整備工事(建築工事))	
現庁舎と比べて、庁舎床面積はどれぐらい大きいのか。	有効面積で現庁舎の約2倍。

案件5 (重要文化財称念寺本堂素屋根建設工事)	
落札者が(株)竹中工務店とあるが、この業者が契約の前に事故を起こして(契約後の9月に入札参加停止措置がなされて)いるが、このことについて問題はないのか。	6月に事故が起こったが、県外で発生した事故であり、この事故が本県入札参加停止措置要領に定める「安全管理措置の不適切による事故」かどうかを確認するために労働基準監督署の判断等を確認するのに時間を要した。対象になることが判明したのが契約終了後の9月13日であり、直近の選定審査会に諮ったうえで措置をしたもの。
契約後に入札参加停止措置を受けても、契約の効力には影響を及ぼさないのか。	影響はない。
落札率が高いことについて、積算をきっちりされたものなのか。単に端数を切って入札しただけに見える。	設計に基づいた積算をしていることを確認している。端数切りについては、予定価格を公表していることもあり、発注者側ではわからない。
案件6 (宇陀川 地域自主戦略交付金事業(総流防・広域系))	
質問なし	
案件7 (産業会館修繕事業エレベータ制御化改修工事)	
一般競争入札をしないのはなぜか。	今回の工事は、既存の部材を一部活用しつつ、その他部品を取り替えるものであり、技術・ノウハウを有する当該設置業者に発注した。これは、全部を取り換えるよりも経費の節減が図られることからこの方式を選択した。他社による既存部品を一部活用した更新工事についても検討の余地はあるものの、部品の交換となる今回は、仮に不具合が起こった場合の責任の範囲について混乱が生じる恐れがあるため、どの業者も辞退する。なお、全ての部品を交換することを前提に他社から全部品交換として見積もりを請求をしたが高額であることを確認している。